

報告第3号

専決処分事項の報告について（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



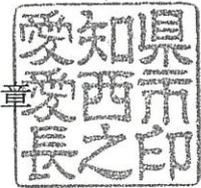
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定について、専決処分する。

令和7年1月24日

愛西市長 日 永 貴



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 愛西市消防団条例（平成17年愛西市条例第144号）第8条第1号
- (3) 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年愛西市条例第146号）第6条第1号
- (4) 愛西市表彰条例（平成18年愛西市条例第39号）第6条第1号（愛西市ラブホテル建築等規制条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 愛西市ラブホテル建築等規制条例（平成17年愛西市条例第135号）第16条第1項
- (2) 愛西市ラブホテル規制の実効確保に関する条例（平成17年愛西市条例第136号）第10条第1項
- (3) 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛西市条例第33号）附則第5項及び第6項
- (4) 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第34号）第16条

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しく

は廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第４条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（愛西市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条（第１号に係る部分に限る。）の規定による改正後の愛西市職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。